

新旧対照表

修正箇所	新	旧
表紙	令和5年(2023年)7月	令和5年(2023年)1月
P6 表4 確認書類一覧 工事種別完成工事【別紙1】	<p>(元請・下請問わず請負金額の上位3件を基本とする。)(※2、※3)</p> <p>※3 業種間積み上げ(振替)を行った場合は、合算した工事のすべての中から上位3件を確認します。</p> <p>(例)土木一式10件、とび土工コンクリート10件、解体3件を土木一式に積み上げて申請する場合は合計した23件の中から上位3件</p>	<p>(元請・下請問わず請負金額の上位3件を基本とする。)(※2)</p>
P6 表4 確認書類一覧 工事種別完成工事【別紙1】	<p>※電子契約等により契約書、注文書に押印がない場合、別途電子証明書等を求めることがあります。</p>	<p>(新設)</p>
P6 表4 確認書類一覧 工事種別完成工事【別紙1】	<p>※確定申告の電子申告の場合は、送信データ、受信通知により確認(※4)</p> <p>※4 送信データ及び受信通知は国税電子申告・納税システム(e-Tax)におけるデータおよび通知を指します。</p> <p>民間会計ソフト等の受信メールは該当しません。</p>	<p>電子申告の場合は、送信データ、受信通知により確認</p>
P6 表4 確認書類一覧 工事種別完成工事【別紙1】	<p>□監理技術者講習修了証(写)、監理技術者資格者証(写)(※5、※6)</p> <p>※5 監理技術者講習修了証(写)は修了した日が審査基準日より前の日付かつ、修了した日の属する年の翌年から5年以内に含まれている必要があります。</p> <p>※6 監理技術者資格者証(写)は審査基準日時点で有効なものが必要となります。</p>	<p>□監理技術者講習修了証(写)、監理技術者資格者証(写)</p>

新旧対照表

修正箇所	新	旧
P6 表4 確認書類一覧 工事種別完成工事【別紙1】	□雇用保険被保険者資格喪失届入力表、社会保険標準報酬決定通知書、健康保険証（写）又は住民税特別徴収税額決定通知書のうち、常勤性と雇用期間が確認できるものを1つ、あるいは複数	□雇用保険被保険者資格喪失届入力表、社会保険標準報酬決定通知書、健康保険証（写）又は住民税特別徴収税額決定通知書
P7 表5 その他の審査項目 【別紙三】に係る確認書類一覧 項番46 法定外労働災害補償制度	(加点対象となる保険の要件はP33をご確認ください)	(加点対象となる保険の要件はP31をご確認ください)
P7 表5 その他の審査項目 【別紙三】に係る確認書類一覧 項番50 技能レベル向上者数 技能者数	□審査基準日以前3年間のうちに稼働していたいずれかの建設工事に関する施工体制台帳の作業員名簿等以下の記載がある書類で審査基準日に近いものから確認	□審査基準日時点で稼働している建設工事に関する施工体制台帳の作業員名簿等以下の記載がある書類
P8 表5 その他の審査項目 【別紙三】に係る確認書類一覧 項番64 建設機械の所有及びリースの台数	⑦前回受付時の建設機械の保有状況一覧（受付印のあるもの） 加点対象となる建設機械の要件は、P37をご確認ください。	⑦前回受付時の建設機械の保有状況一覧（受付印のあるもの） 加点対象となる建設機械の要件は、P34をご確認ください。
P9 表6 登録経営状況分析機関一覧	(令和5年7月現在)	(令和5年1月現在)
P9 表6 登録経営状況分析機関一覧	一財) 建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24 03-5565-6194	一財) 建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24 03-5565-6131

新旧対照表

修正箇所	新	旧
P9 表6 登録経営状況分析機関一覧	(株)NK B 福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12 093-982-3800	(株)日本建設業経営分析センター 福岡県北九州市小倉南区葛原本町6-8-27 093-474-1561
p15 (12)項番12「主たる営業所の所在地市町村コード」	P17の市町村コード表13を参照し、該当するコードを記入します。	P17の市町村コード表4を参照し、該当するコードを記入します。
p16 (19)項番19「技術職員数」	別紙三(P31)で記入する技術者数を記入します。	別紙三(P29)で記入する技術者数を記入します。
P21 表15	(削除)	300 とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)
p24 5 技術職員名簿【別紙二】	③建設業法第26条の4から6までの規定により、国土交通大臣の登録を受けた講習を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講していること。	③建設業法第26条の4から6までの規定により、国土交通大臣の登録を受けた講習を当期事業年度開始日の直前5年
p25 (2)新規掲載者	審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入します。 なお、前回申請時に記載はなかったとしても、技術職員として加対象の要件を満たしたのが審査対象年内ではない場合には、新規掲載者とはなりません。	審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入します。
p25 (5)有資格区分コード	(P27表19-1、P28表19-2及びP29表20の認定評価能力基準と当該各基準に対応する建設業)	(P27表19及びP29表20の認定評価能力基準と当該各基準に対応する建設業)
P26 (7)監理技術者資格者証交付番号	申請しようとする業種について、法第27条の18第1項の規定により審査基準日時点で有効な監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入します。	申請しようとする業種について、法第27条の18第1項の規定により有効な監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入します。

新旧対照表

修正箇所	新	旧
P26 (8)CPD単位取得数	単位数を表21の左欄に掲げるCPD認定団体	単位数を表19の左欄に掲げるCPD認定団体
p27 表19-1 有資格区分コード一覧表	表19-1 有資格区分コード一覧表 (審査基準日が令和5年6月30日以前の申請で使用する有資格区分コード表)	表19 有資格区分コード表
p27 表19-1及び表19-2 有資格区分コード一覧表	表19-2 有資格区分コード一覧表 (審査基準日が令和5年7月1日以降の申請で使用する有資格区分コード表)	(新設)
Q & A の目次	※ページの追加に伴い各Q&Aの掲載ページ数を修正しました。	※ページの追加に伴い各Q&Aの掲載ページ数を修正しました。
Q & A	(削除)	【Q19】確定申告を電子申告しており、申告書の控えに税務署の受付印がない場合はどうすればよいですか。
Q & A	【Q19】決算期変更を行ったのですが、完成工事高等の記載はどうなりますか。 【A19】決算期変更や法人成り等を行った場合、利益額や完成工事高において、通常とは異なった記載になります。詳しくは、当手引きP20項番31ウをご覧ください。	【Q20】決算期変更を行ったのですが、完成工事高等の記載はどうなりますか。 【A20】決算期変更や法人成り等を行った場合、利益額や完成工事高において、通常とは異なった記載になります。詳しくは、当手引きP19項番31ウをご覧ください。
Q & A	【Q20】健康保険証に事業所名の記載がない場合、健康保険証のみで確認書類として認められますか。	(新設)

新旧対照表

修正箇所	新	旧
Q & A	<p>【Q22】 審査基準日時点で恒常的雇用関係が6ヶ月の技術職員は技術職員として認められますか。</p>	<p>(新設)</p>
Q & A	<p>【Q23】 雇用期間を限定せずに働いていた技術職員（雇用後6ヶ月を超えている）が、審査基準日後すぐに退職してしまった場合、または審査基準日に退職してしまった場合、技術職員として認められますか。</p>	<p>【Q22】 雇用期間を限定せずに働いていた技術職員が、審査基準日後すぐに退職してしまった（雇用後6ヶ月以上経過している）場合、技術職員として認められますか。</p>
Q & A	<p>（【Q24】 から【Q43】 にそれぞれ繰り下げ）</p>	<p>（【Q23】 から【Q42】 ）</p>
資料編 P5 様式第5号 技能者名簿	<p>記載要領</p> <p>1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間のうちに稼働していたいずれかの建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。</p>	<p>記載要領</p> <p>1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。</p>
資料編 参考様式 建設機械の保有状況一覧	<p>2 「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>⑧「移動式クレーン」にあってはつり上げ荷重(例：7.0トン) ⑨「ダンプ車」にあっては、ダンプ車の種類。</p>	<p>2 「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>⑤「移動式クレーン」にあってはつり上げ荷重(例：7.0トン) ⑥「ダンプ車」にあっては、ダンプ車の種類。</p>